

失効届出

(職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第5号)第27条第1項関係)

年 月 日

各 任 命 権 者 殿

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けの職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第5号)

の第27条第1項の規定による届出に係る 約束の効力が失われました
地位に就くことが見込まれないこととなりました
ので、届け出ます。

(記載上の注意)

在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。